④　集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
〔金商法第38条第１号〕
（本章第７－２－⑵及び附属資料２－４－３⑴①（番号16）参照）

問題点通知事案

○　特定投資家にかかる告知義務違反
〔金商法第34条〕
当社は、特定投資家に該当する外国法人に対し、特定投資家以外の顧客とみなされる旨の申出ができる旨の告知を行っていなかった。

⑵　財産・経理等に関するもの

問題点通知事案

○　分別管理が確保されていない状況で私募の取扱いを行う行為
〔金商法第40条の３〕
当社は、法令に定める分別管理が確保されていない状況（匿名組合に係る出資者からの出資金と営業者固有の財産が同一口座において混同して管理されている状況）であるファンドの持分について私募の取扱いを行っていた。

⑶　その他業務運営に関するもの

問題点通知事案

①　事実と異なる内容により登録を受けている状況
〔金商法第29条の２第１項〕
当社は、第二種金融商品取引業に係る登録申請中に法定記載事項である重要な使用人が退職し不在となったにもかかわらず、退職した当該使用人を重要な使用人として記載し、事実と異なる内容により当局の登録を受けていた。

②　業務の内容及び方法に変更があった場合の届出未済
〔金商法第31条第３項〕
当社は、社内組織を変更していたにもかかわらず、当局に対し、業務の方法に係る変更の届出を行っていなかった。

③　親法人等に変更があった場合の届出未済
〔金商法第50条第１項第８号〕
当社は、親法人等が変更していたにもかかわらず、その旨を当局に対し届出を行っていなかった。

④　本人確認等義務違反
〔犯収法第４条第１項及び第６条第１項〕
当社は、顧客の住居にあてて取引関係文書を送付する際、書留郵便等により転送不要郵便物等として送付していない。また、取引時確認を行った場合における確認記録において、「本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻」等の記録事項が記載されていなかった。

⑤　第二種金融商品取引業を遂行する業務執行体制が未構築な状況
当社は、第二種金融商品取引業の登録に際し、執行体制６名（人員16名）等の業務に係る人的構成及び業務執行体制等を記載した業務方法書を添付し、登録申請を行っていた。
しかしながら、当社における業務執行体制を検証したところ、当社が行うファンドの内容等を理解している常勤役職員は１名のみであった（その他、銀行振込等の作業を行うため、ファンドの業務実態を知らないパート職員が３名。）。
当該業務管理体制にもかかわらず、当社は、ウェブサイトにおいてファンドの募集勧誘行為を行っていた。

３　投資助言・代理業者に対する検査
平成24年度に検査が終了した投資助言・代理業者は計38業者であり、24業者（投資助言・代理業以外の業務を主に行う業者において、投資助言・代理業に係る問題点が認められた場合の当該業者を含む。）において問題点が認められた。これら24業者の問題点のうち、投資者保護に関するものは19業者、財産・経理等に関するものは２業者、その他業務運営に関するものは15業者となっている。

⑴　投資者保護に関するもの

勧告事案

①　無登録で集団投資スキーム持分に係る募集等の取扱いを行っている状況
〔金商法第29条〕
（本章第７－３－⑴及び附属資料２－４－３⑴①（番号８）参照）
（本章第７－３－⑶及び附属資料２－４－３⑴①（番号14）参照）

②　著しく不当な勧誘を行っている状況
〔金商法第52条第１項第９号〕
（本章第７－３－⑴及び附属資料２－４－３⑴①（番号８）参照）

③　業務の運営の状況に関し、投資者保護上重大な問題が認められる状況
〔金商法第51条〕
（本章第７－３－⑵及び附属資料２－４－３⑴①（番号９）参照）

④　著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
〔金商法第37条第２項〕
（本章第７－３－⑵及び附属資料２－４－３⑴①（番号９）参照）

問題点通知事案

①　法定書面に係る不備等
〔金商法第37条の３第１項、第37条の４第１項及び第47条〕
当社は、契約締結前書面を電磁的方法により提供する際に、あらかじめ顧客に対し電磁的方法の種類及び内容を示すことなく、かつ、電磁的方法による提供について承諾を得ていなかった。また、更新日までに報酬の支払がなければ自動退会になるにもかかわらず、契約締結時等書面において、更新の場合の報酬は契約更新日から10日以内に支払う等の誤った記載を行っていた。さらには、保存が義務付けられている契約締結時等書面の写しを保存していなかった。

②　広告記載事項の不備等
〔金商法第37条第１項及び第２項〕
当社ホームページにおいて、社員は社長一人であるにもかかわらず顧客ごとに専属アドバイザーがアドバイスをするかのような記載等、事実に反する記載をした。
広告に該当する会員向けメールマガジンにおいて、金商業者の商号、登録番号等の事項について記載していなかった。

③　金融商品取引契約の解除時における前払報酬の過少返還
〔金商法第37条の６第４項〕
投資顧問契約の解除（クーリングオフ）時において、顧客より受領していた前払報酬から法令上請求できない違約金等を過大に差し引き、前払報酬を過小に返還していた。

④　法定書面に係る不備
〔金商法第37条の３第２項に基づく金商業等府令第56条第２項第３号〕
当社は、ホームページ掲載を通じて電磁的方法（金商業等府令第56条第１項第１号ニ）により契約締結前交付書面を交付しているが、当該書面内容に変更があった場合には、更新後の前書面のみを閲覧に供し、更新前の前書面はホームページから消去していた。